

令和6年度千葉市都市公園施設の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とスポーツクラブNAS株式会社（以下「乙」という。）とは、令和3年3月24日付けで甲乙間にて締結した千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、令和6年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（対象となる管理施設）

第2条 本協定による指定管理料の対象となる管理施設は、基本協定第5条及び令和5年4月20日付けで締結した「千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設及び千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理に関する基本協定書に係る変更協定書」に規定する管理施設のうち、千葉公園水泳プール、幸町公園水泳プール、みつわ台第2公園野球場・庭球場・水泳プール、古市場公園野球場・庭球場・水泳プール、有吉公園野球場・庭球場・水泳プール、稻毛海浜公園野球場・球技場・庭球場・稻毛屋内運動場、袖ヶ浦第4緑地庭球場、花島公園球技場・庭球場・体育館・トレーニング室・弓道場、犢橋公園野球場、及び昭和の森球技場・庭球場とする。

（指定管理料の額）

第3条 基本協定第48条第1項に規定する指定管理料（以下「年次指定管理料」という。）の額は、201,785,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（支払方法）

第4条 基本協定書第49条に規定する端数の処理については、5月分から翌年3月分までの1ヶ月あたりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）は1円未満を切り捨て、4月分の月次指定管理料に残額を合算するものとする。

- 2 基本協定第51条第4項に規定する前金払は、乙の申請により甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができるものとする。
- 3 前項の規定により前金払をした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する年次指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を同条の年次指定管理料の額とみなして、第1項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

（利益等の還元方法）

第5条 基本協定第72条第3項で規定する利益の還元は、甲の発行する納入通知書により指定の期日までに納入するものとする。

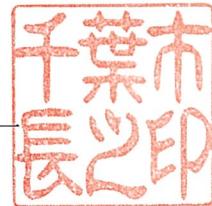
（疑義等の決定）

第6条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊



乙 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
スポーツクラブN A S株式会社
代表取締役社長 黒田雅実

